

## 保育の必要性とは

保護者のいずれもが保育をできない状況にある(下表のいずれかの保育の必要性の事由に該当している)ことを「保育の必要性がある」といいます。

保育を必要とする事由	保護者の状況	支給認定の期間(入園できる期間)
① 就労	月48時間以上就労	就労が継続している期間(育児休業中は除く)
② 妊娠・出産	妊娠中であるか、または出産後間がない状態	出産予定日の2か月前にあたる日の月の初日から出産後3か月を経過する日の月末まで
③ 疾病・障がい	保護者が疾病で入通院している場合や障がいがある場合	疾病等が回復するまで 入院・療養を要しなくなる月の月末まで(最長年度末まで)
④ 介護・看護	同居、又は長期入院等している親族(就園児を除く)の介護・看護が常時必要である場合(月48時間以上)	介護・看護の必要がなくなるまで(最長年度末まで)
⑤ 災害復旧	震災・風水害・火災・その他の災害の復旧にあっている場合	災害の復旧が終了する月の末日まで(最長年度末まで)
⑥ 求職活動	就労する意思があり、求職活動や起業準備に専念している場合	3ヵ月間 ▼注1)
⑦ 就学	保護者が学校に通っている場合や、ハローワーク等が実施する職業訓練を受けている場合(月48時間以上)	在学・訓練期間中(就学又は技能習得等の予定期間が満了する月の末日まで)
⑧ 虐待・DV	児童虐待・DVを防止するために必要な場合	必要と認められる期間
⑨ 育児休業	すでに預かり保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要である場合 ▼注2)	育児休業に係る子どもが満1歳になる月の前月末まで  (例)下の子の誕生日が令和5年10月25日の場合 ⇒育児休業認定は令和6年9月30日まで
⑩ その他	上記以外で保育を必要とする事情がある場合	必要と認められる期間

※認定を受けた場合の有効期間は、保育の必要性の事由によって異なります。

父母の認定事由が異なる場合は、有効期間のより短い方が認定の事由となります。

※認定有効期間中に保育の必要性の事由がなくなった場合、認定は取消となります。

▼注1)1度の求職認定での期間は**最長3ヶ月**です。延長はできません。認定期間終了までに就職先が決まっていない場合、翌月より認定することはできません。ただし、1度就労しその後再び、求職認定を受ける事も可能です。1年間に求職認定を取得できる期間は**6ヵ月**までです。

(例)求職認定①(4月～6月)→就労認定(7月～8月)→求職認定②(9月～11月) ※①+②=6ヵ月

▼注2)在園児以外の子の育児休業は、原則として新2号・新3号認定を受けることはできません。ただし、育児休業に入る前から預かり保育等を利用している場合に限り、下の子が満1歳を迎える前月末まで認定を受けられます。